

特別委員会（百条委員会）調査結果報告会開催要領

1 目的

この要領は、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会（百条委員会）の調査結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに情報の共有を図るため、全議員出席のもと開催する報告会に関して必要な事項を定めるものとする。

2 内容

(1) 調査結果報告

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会（百条調査委員会）の調査結果を調査特別委員会元委員長及び元委員が報告する。

(2) YouTube による動画公開

3 主催

和光市議会

4 開催時期及び場所等

■調査結果報告

- (1) 開催時期 令和4年8月20日(土)
議員集合：午前9時00分
受付：午前9時30分
開会：午前10時00分（所要時間1時間程度）
- (2) 場 所 和光市中央公民館（会議室1）（定員40名程度）

■YouTube による動画公開

- (1) 撮影日時 令和4年8月4日(木) 午後（議会運営委員会終了後）
8月9日(火) 午前10時から
- (2) 撮影場所 議員応接室、議長室
- (3) 動画公開 令和4年8月中（8月31日予定。編集は安保友博元委員長。）
8月20日に出た意見や当日の写真を入れる予定。

5 次第 ※（ ）内は概算の所要時間

- (1) 進行説明 議会運営委員長（3分）
- (2) 開会挨拶 議長（5分）報告会の目的について説明
- (3) 概要報告 元特別委員会委員長、元委員（30分）（6分×5人）
- (4) 意見聴取（15分）※進行具合で調整
- (5) 閉会挨拶 副議長（2分）
- (6) アンケート記入・回収（意見聴取を短くし、意見を細かく記入いただく。）

6 運営構成

議会運営委員会が、調査結果報告会の運営を総括する。元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会は、調査結果の報告内容を確定する。

7 役割分担

- (1) 議長 開会挨拶（報告会の目的について説明）
- (2) 副議長 閉会挨拶
- (3) 議会運営委員会委員長 司会進行
- (4) 調査特別委員会元委員長及び元委員 資料原稿の作成（分担）、調査結果の報告
- (5) 議長、副議長（調査特別委員会元委員長）、議会運営委員長以外は次の役割を担い、責任者を1名置く。（◎責任者）
 - ア 受付（担当者2名 ◎小嶋智子、松永靖恵）
 - ・次第、アンケート用紙を作成する。
 - ・次第、最終報告書（概要版）、アンケート用紙、用語解説及び市議会のしおりをあらかじめ席に配付しておく。
 - ・報告会終了後、アンケート用紙を回収し、集計する。
 - イ 会場整理（担当5者名 ◎赤松祐造、金井伸夫、内山恵子、富澤勝広、齊藤誠）
 - ・来場者の案内（入口案内含む）、駐車証明書
 - ウ 写真・録画（担当者2名 ◎猪原陽輔、菅原満）
 - ・写真及びビデオ撮影をする。（市議会ホームページ用）
 - ※全体の様子が掴めるものとし、個人が映らないよう配慮する。
 - エ 記録・メモ（担当者4名 ◎伊藤妙子、富澤啓二、鳥飼雅司、熊谷二郎）
 - ・録音及び意見聴取の要点筆記を行う。
 - オ ポスターの作成（担当者1名 萩原圭一）
- (7) 全議員 会場設営及び撤収を行う。
- (8) その他 事務局は、会場及び使用備品の予約、周知手続、横断幕、用語解説の作成、資料等の確認及び印刷、録画録音機材等の搬入、市議会ホームページへの公表を行う。

8 周知方法

周知は、経費は極力かけないものとし、以下の媒体等により行うものとする。

ポスターは、議会運営委員会で決定するものとする。

※「新型コロナウイルス感染状況によっては、中止となる場合があります。」「定員40名程度」を追記する。

ア 8月1日発行「市議会だより」

イ 各議員、市及び市議会のホームページ（イベント情報、市ツイッター等を含む）

ウ 新座記者クラブ等への情報提供（秘書広報課経由）

エ 各議員による広報掲示板へのポスターの掲示及び市内公共施設へのポスター掲示

オ 和光市駅南口駅前広場のデジタルサイネージでの公開

9 意見聴取の対応

- (1) 質疑は取らず、参加者の意見は聴取することを原則とする。
 - ・参加者の意見を尊重し、意見を言っている時に意見をはさまない。
- (2) 参加者から質疑があった場合は、調査特別委員会元委員長または元委員が対応する。
 - ・調査特別委員会としての調査結果、事実関係について答えられるものは答えるが、議員個人や会派の見解は述べないものとする。
 - ・分かりやすい言葉を使う。
- (3) 要点筆記のため録音を取るものとする。

10 結果の公表

- (1) 市議会ホームページ、市議会だよりで公表する。
- (2) 公表内容は、報告会終了後、議会運営委員会において整理し総括する。

11 留意事項

来場者による録画撮影は、個人情報保護等の観点から許可しないものとする。